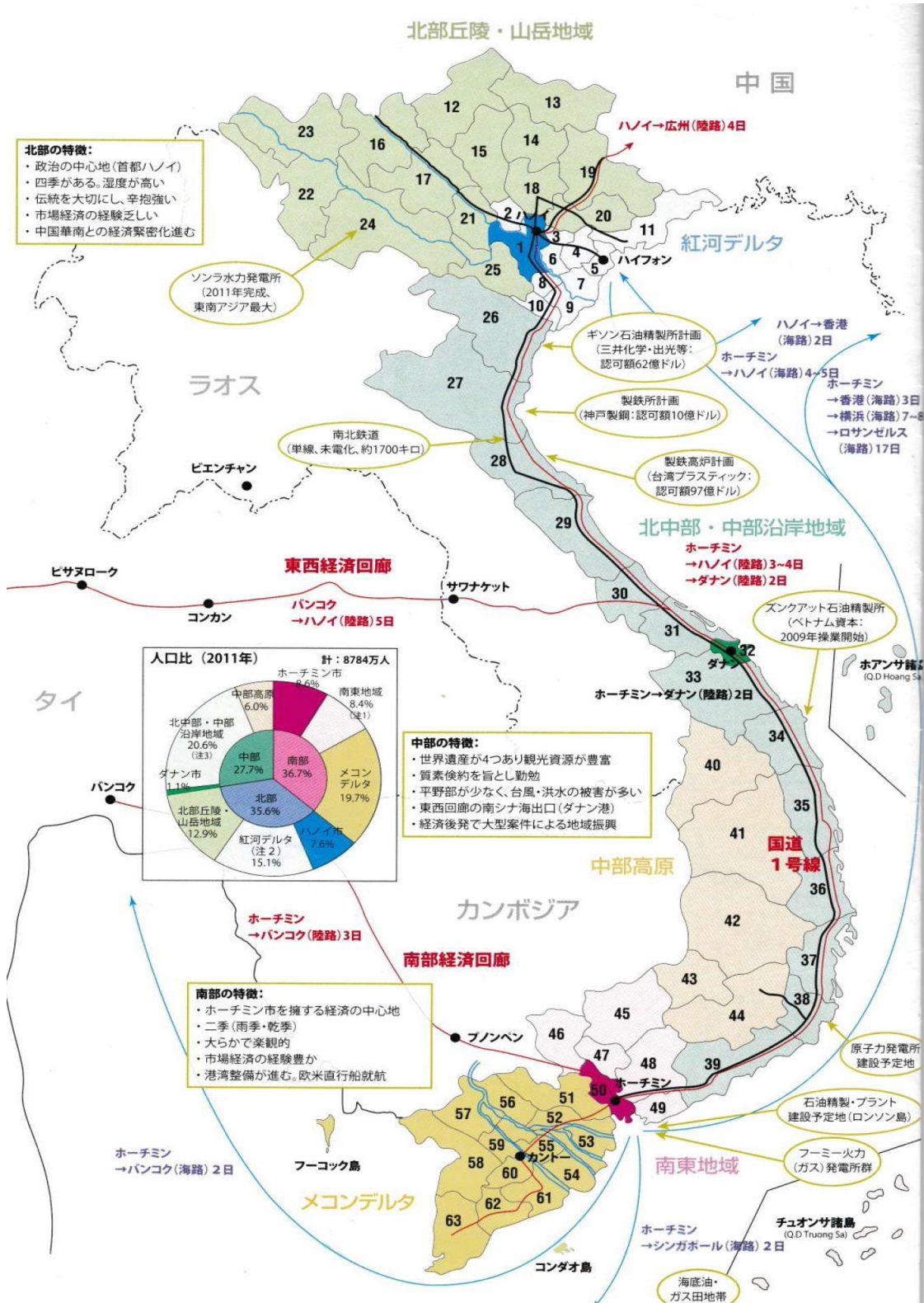


ベトナムの概要



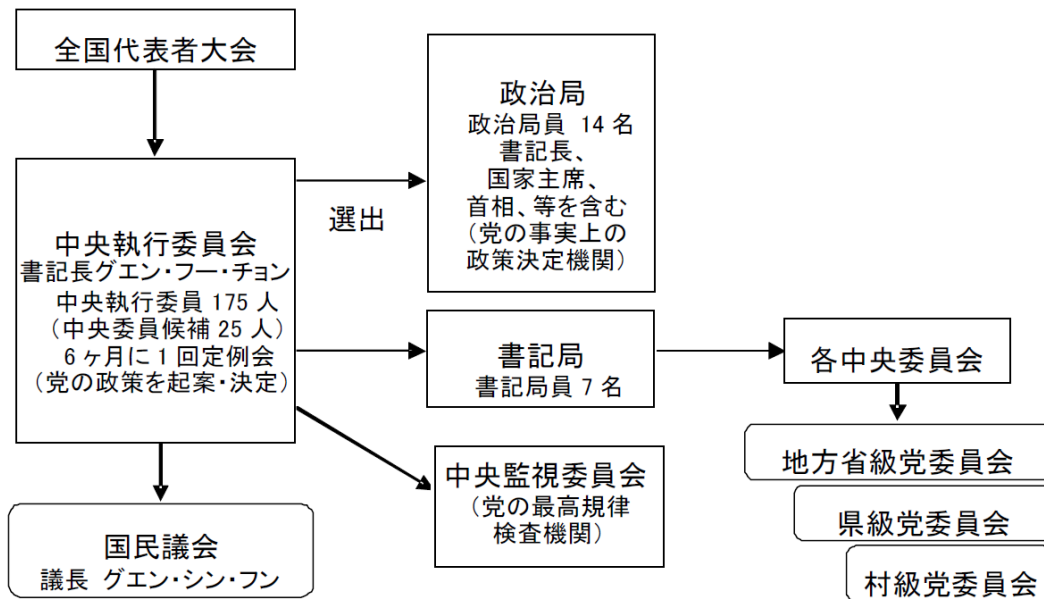
ベトナムの社会

- ・面積 33.1 万 km² (日本の約 9 割)
- ・人口 8,876 万人 (2012 年)
- ・人口増加率 1.2% (過去 10 年平均)
- ・首都 ハノイ (684 万人) (2012 年)
- ・民族 キン族 (越人) 約 86%、他に 53 の少数民族
- ・言語 ベトナム語 (公用語)、他に多種の山岳民族語
- ・宗教 仏教 (80%)、カトリック、カオダイ教他
- ・教育 教育制度は 5 (小)、4 (中)、3 (高) 年制 (義務教育は小学校から中学校課程終了の第 1~第 9 学年までだが、都市部を除くと小学校課程終了の第 5 学年までの就学となっている)
- ・識字率 男性 95.1%、女性 90.2% (2008 年)
- ・気候 北部:亜熱帯 (短い冬と春がある)
南部:熱帯モンスーン (四季がなく、雨季と乾季がある)
- ・通貨 ベトナムドン (1 ドル=21,100 ドン、2013 年 10 月時点)

ベトナムの政治

- ・国名 ベトナム社会主義共和国
(Socialist Republic of Viet Nam)
- ・建国 1976 年 7 月 2 日
- ・政体 社会主義共和国 (ベトナム共産党の指導による社会主義国)
- ・政党 ベトナム共産党 (一党体制)
グエン・フー・チョン書記長 (2011 年 1 月就任)
- ・元首 チュオン・タン・サン国家主席(大統領) (2011 年 7 月就任)
- ・行政権 内閣
グエン・タン・ズン首相 (2011 年 7 月再任)
- ・立法権 国民議会 (500 議席、任期 5 年、2011 年~2016 年、第 13 期国会)
グエン・シン・フン議長 (2011 年 7 月就任)
- ・司法権 最高人民裁判所
- ・国家機構 共産党が国家の基本的指針や方向性を決定
それを受けて、行政機関が政策を執行
- ・地方行政区画 省級 (5 市 58 省)、県級、村級に区分
行政区画毎に、人民評議会 (議会) と人民委員会 (執行機関) を設置

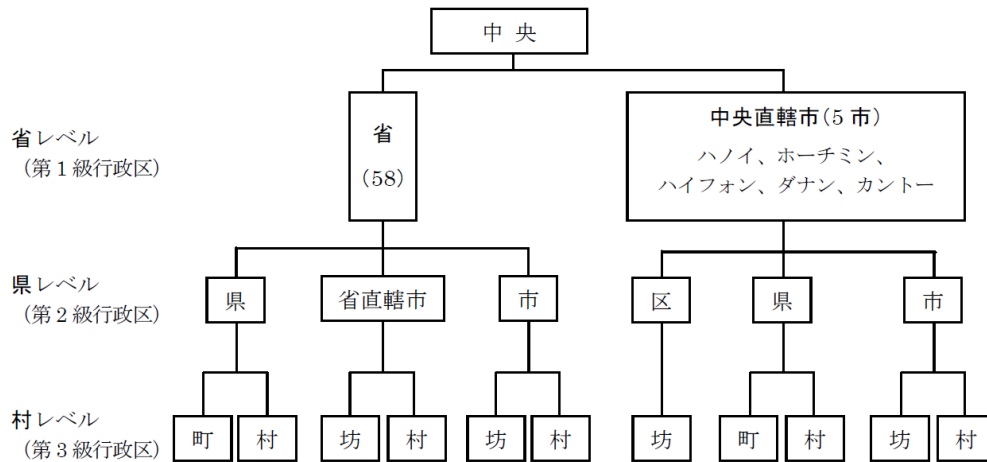
共産党の組織図



中央政府の組織

Ministry of National Defense : 国防省	Ministry of Natural Resources and Environment : 天然資源環境省
Ministry of Public Security : 公安省	Ministry of Information and Communication : 情報通信省
Ministry of Foreign Affairs : 外務省	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs : 労働傷病兵社会問題省
Ministry of Home Affairs : 内務省	Ministry of Culture, Sports and Tourism : 文化スポーツ観光省
Ministry of Justice : 司法省	Ministry of Science and Technology : 科学技術省
Ministry of Industry and Trade : 商工省	Ministry of Education and Training : 教育訓練省
Ministry of Finance : 財務省	Ministry of Health : 保健省
Ministry of Planning and Investment : 計画投資省	Ministry of Agriculture and Rural Development : 農業農村開発省
Ministry of Transport : 交通運輸省	Ministry of Construction : 建設省
State Bank of Vietnam : 国家銀行	Government Inspectorate : 国家監察院
Committee for Ethnic Minorities : 民族委員会	Government Office : 政府官房

地方行政単位



ベトナムの歴史

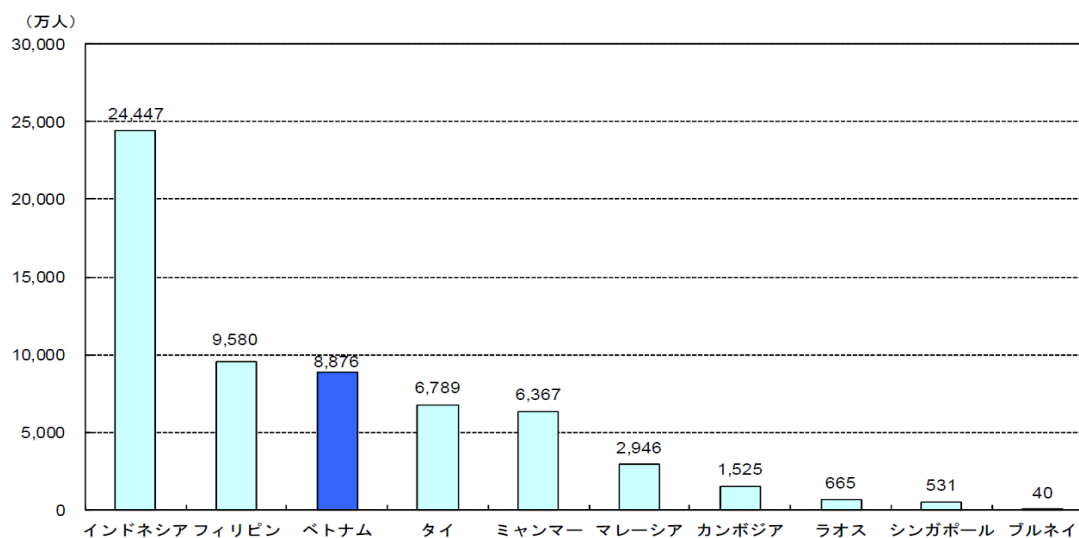
歴史	外交	主な出来事
(近代以前) 中国支配からの独立		10世紀 千年を超える中国支配の後独立 しかし、中国文化圏に帰属、朝貢関係を維持しつつ、幾度か中国王朝の干渉を撃退、次第に南方に進出。15世紀末に中部のチャンパ王国滅亡 18世紀末 南部のメコンデルタ征服 19世紀初 グエン王朝による全国統一
(19世紀から20世紀にかけて) フランスの植民地支配から独立へ		19世紀中頃 仏インドシナ攻略開始 1884年 仏による植民地化 1940年 日本軍ハノイ進駐 1945年 ホーチミン独立宣言、ベトナム民主共和国成立、仏とのインドシナ戦争開始 1954年 ジュネーブ停戦協定で仏から独立 (南北に分割)
(1955~75年) 対米戦争を経て統一へ	対中ソ等距離外交	1955年 南部にベトナム共和国成立 1965年 米軍直接介入、ベトナム戦争開始 1973年 パリ協定締結、ベトナム戦争終結への第一歩 1975年 サイゴン陥落、南ベトナム崩壊
(1976~86年) 社会主義国家の建設と挫折	親ソ路線へ	1976年 南北統一、ベトナム社会主義共和国発足 1977年 国連加盟 1978年 カンボジア侵攻、米日等対ベトナム経済封鎖へ 1979年 中越戦争、ボートピープル続出。1986年 ドイモイ (刷新) 路線採択 (第6回共産党大会)
(1987年以降) 市場経済化による経済発展	全方位外交路線へ	1988年 外国投資法制定 1989年 カンボジアから撤退 1991年 カンボジア和平パリ協定、対中国関係の正常化、最大の援助国ソ連崩壊、全方位外交へ
	アジア域内・国際市場経済との関係強化	1995年 WTO加盟申請、ASEAN正式加盟、対米国外交関係樹立 1998年 ASEAN首脳会議開催、APEC加盟 1999年 中越陸上国境協定締結

	2000年 中越トンキン湾領海画定協定締結。対ロシア（旧ソ連）債務削減で合意。クリントン米大統領訪越、米越通商協定締結 2002年 中国・ASEAN自由貿易協定締結包括合意 2003年 日越投資協定締結 2004年 アジア欧州会議（ASEM）首脳会議開催 2006年 5月末、WTO加盟に関する米国との二国間合意に調印 2006年 11月 APEC首脳会議開催（開催地ハノイ）
WTO加盟と自由貿易圏の拡大	2007年 1月 WTO加盟 2008年 1月 国連安全保障理事会で非常任理事国（任期2年） 2009年 10月 日越経済連携協定発効（ベトナム初の二国間EPA） 2010年 ASEAN首脳会議開催（議長国）

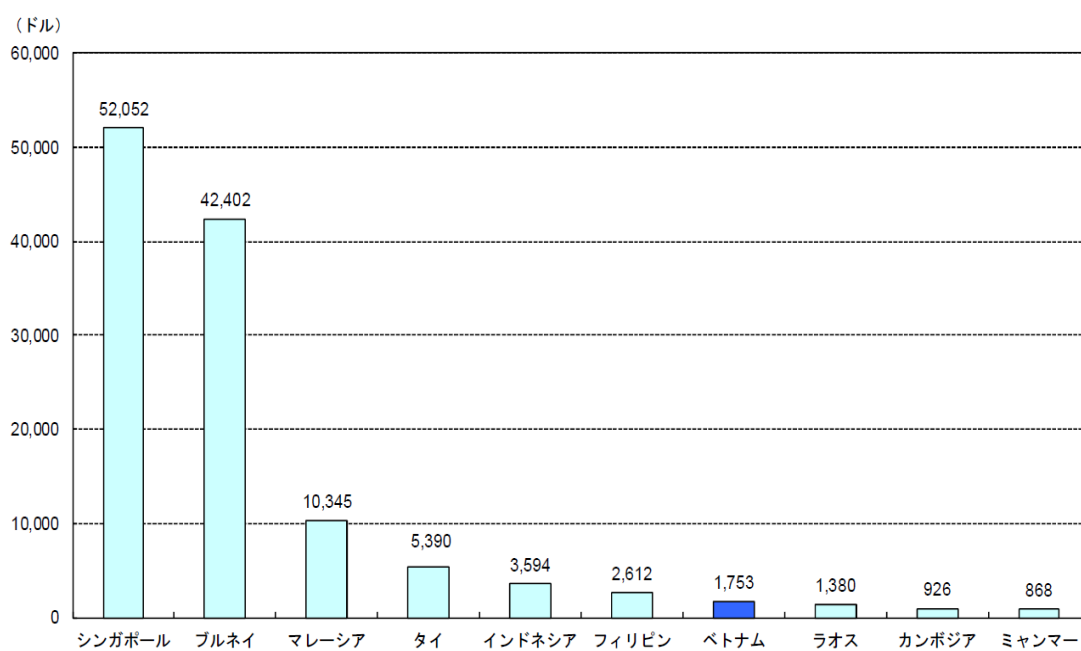
ASEAN加盟国の比較

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたり所得 ドル
シンガポール	531	0.7	2,765	52,052
ブルネイ	40	6	170	42,402
マレーシア	2,946	331	3,047	10,345
タイ	6,789	513	3,660	5,390
インドネシア	24,447	1,911	8,785	3,594
フィリピン	9,580	300	2,502	2,612
ベトナム	8,876	331	1,556	1,753
ラオス	665	237	92	1,380
カンボジア	1,525	181	141	926
ミャンマー	6,367	677	553	868
合計（平均）	61,766	4,487	23,270	3,767

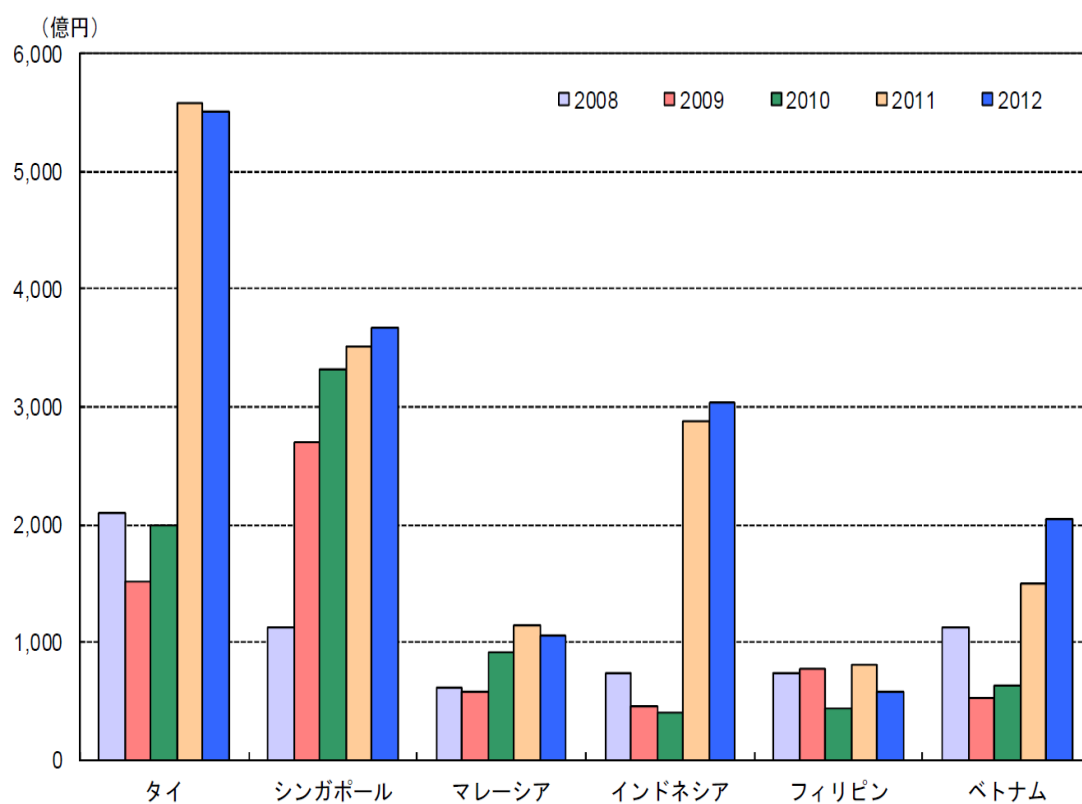
ASEANの人口



ASEAN 各国の一人当たり GDP



日本からの直接投資(2008年～2012年)



ASEAN 他都市別労働コスト

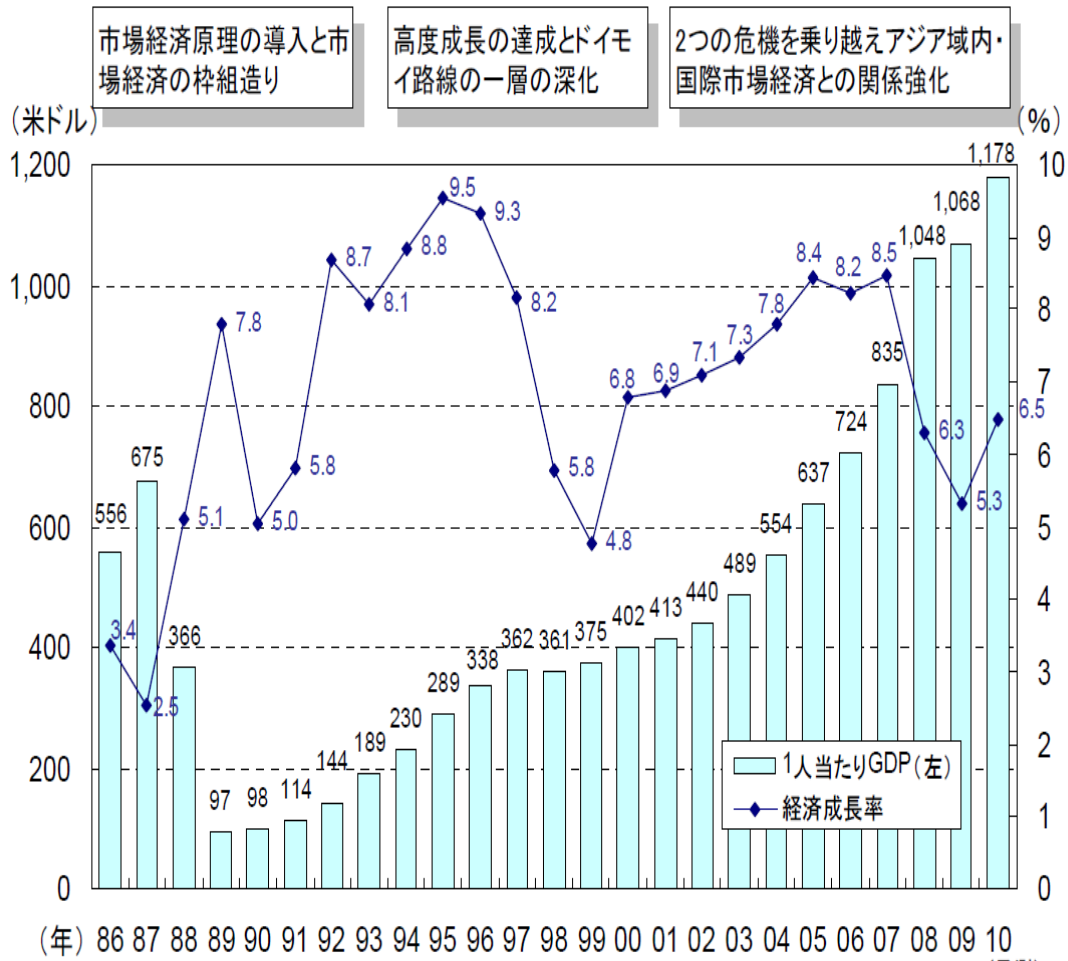
国名		ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム	インドネシア
都市	単位	ヤンゴン	プノンペン	ビエンチャン	ホーチミン	ジャカルタ
国の人口 (2012年)	100万人	63.7	15.3	6.6	88.8	244.5
1人あたりGDP (2012年)	ドル	868	926	1,380	1,753	3,594
製造業・一般工	ドル/月	53	74	132	148	239
製造業・中堅技術者	ドル/月	138	298	336	297	433
製造業・課長クラス	ドル/月	433	563	410	653	1,057
非製造業・一般職	ドル/月	236	297	321	440	423
非製造業・課長クラス	ドル/月	668	1,088	1,109	1,222	1,245
法定最低賃金	ドル/月	-	80	78	113	226
祝日日数	日	24	26	13	11	14

国名		フィリピン	マレーシア	タイ	中国	
都市	単位	マニラ	クアラルンプール	バンコク	上海	北京
国の人口 (2012年)	100万人	95.8	29.5	67.9	1,354.0	
1人あたりGDP (2012年)	ドル	2,612	10,345	5,390	6,071	
製造業・一般工	ドル/月	301	344	345	449	466
製造業・中堅技術者	ドル/月	452	944	698	835	743
製造業・課長クラス	ドル/月	1,070	1,966	1,574	1,456	1,445
非製造業・一般職	ドル/月	493	858	664	824	840
非製造業・課長クラス	ドル/月	1,194	1,986	1,602	1,891	1,962
法定最低賃金	ドル/月	11 (日額)	296.0	9.85 (日額)	231	223
祝日日数	日	16	20	16	33	

ASEAN 各国の物流コスト（船便、対日輸出、40FT コンテナ）

単位:ドル	2009年	2010年	2011年	2012年
ハノイ	970	600~1,000	1,100	2,000
ホーチミン	750	700	500	500
マニラ	825	857	830	850
バンコク	1,139	1,258	1,120	1,162
シンガポール	650	600	600	900
クアラルンプール	480	450	888	643
ジャカルタ	1,000	900	800	800
ヤンゴン	1,500	1,400	1,400	1,600

ベトナムの経済発展と所得水準の向上



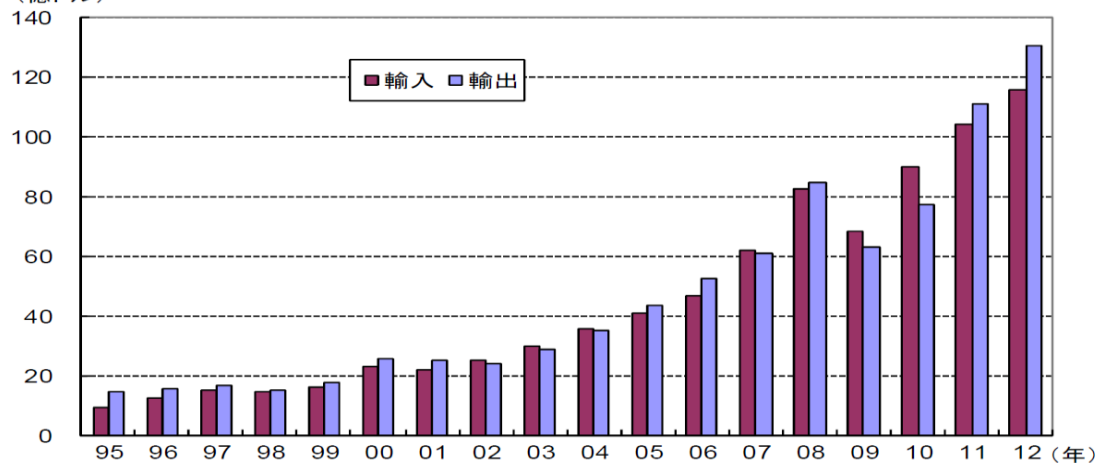
ベトナムの主要貿易品目

輸出品目(100万ドル)	2009年	伸び率	2010年	伸び率	2011年	伸び率	2012年	伸び率
1 繊維・縫製品	9,004	-1%	11,172	24%	14,028	26%	15,035	7%
2 電話機・部品	-	-	-	-	6,860	197%	12,644	84%
3 原油	6,210	-41%	4,944	-20%	7,236	46%	8,395	16%
4 電子機器・コンピューター	2,774	3%	3,558	28%	4,198	18%	7,882	88%
5 靴製品	4,015	-15%	5,079	27%	6,523	28%	7,246	11%
6 水産物	4,207	-8%	4,953	18%	6,107	23%	6,156	1%
7 機械・部品	2,028	-	3,047	50%	4,124	35%	5,541	34%
8 木材・木工製品	2,550	-8%	3,408	34%	3,905	15%	4,641	19%
9 コーヒー	1,710	-15%	1,763	3%	2,741	55%	3,686	34%
10 ゴム	1,199	-25%	2,376	98%	3,223	36%	2,826	-12%
その他	22,887	-8%	31,329	37%	37,312	19%	40,579	9%
合計	56,584	-10%	71,629	27%	96,257	34%	114,631	19%

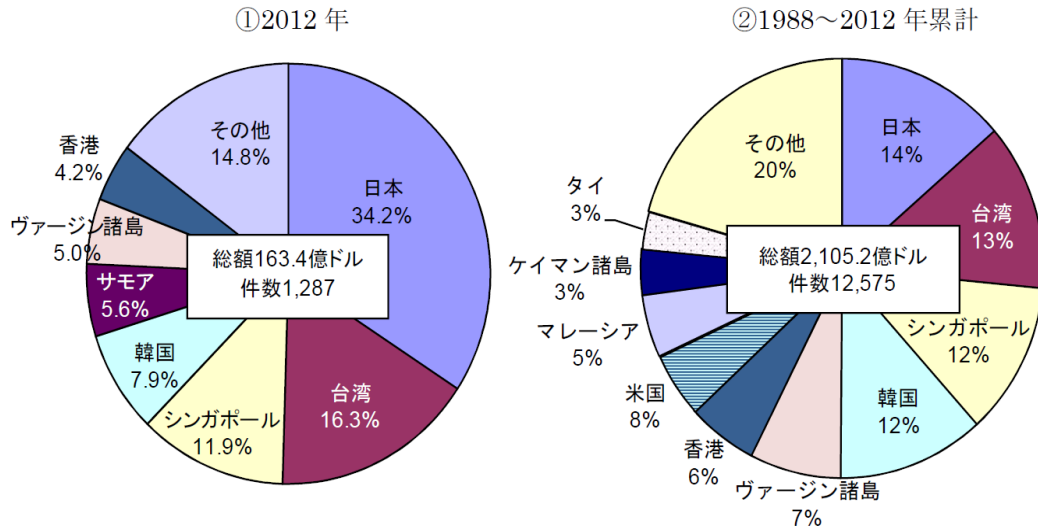
輸入品目(100万ドル)	2009年	伸び率	2010年	伸び率	2011年	伸び率	2012年	伸び率
1 機械・機器部品	12,369	-10%	13,493	9%	15,209	13%	16,029	5%
2 電子機器・コンピューター・電子部品	3,931	6%	5,167	31%	7,248	40%	13,098	81%
3 石油・石油製品	6,159	-43%	5,742	-7%	9,918	73%	8,894	-10%
4 生地	4,224	-5%	5,378	27%	6,759	26%	7,045	4%
5 鉄鋼・粗鋼	5,327	-19%	6,163	16%	6,270	2%	5,981	-5%
6 化学原料・化学製品	3,153	-7%	4,160	32%	5,053	21%	5,246	4%
7 電話機用部品	-	-	-	-	-	-	4,977	83%
8 加工用プラスチック原料	2,823	-3%	3,766	33%	4,749	26%	4,762	0%
9 縫製品・靴製品用材料	1,935	-19%	2,628	36%	2,935	12%	3,181	8%
10 家畜用飼料	1,723	-1%	2,160	25%	2,330	8%	2,421	4%
その他	27,186	-11%	35,347	30%	45,303	28%	42,713	-6%
合計	68,830	-14%	84,004	22%	105,774	26%	114,347	8%

日越貿易の推移

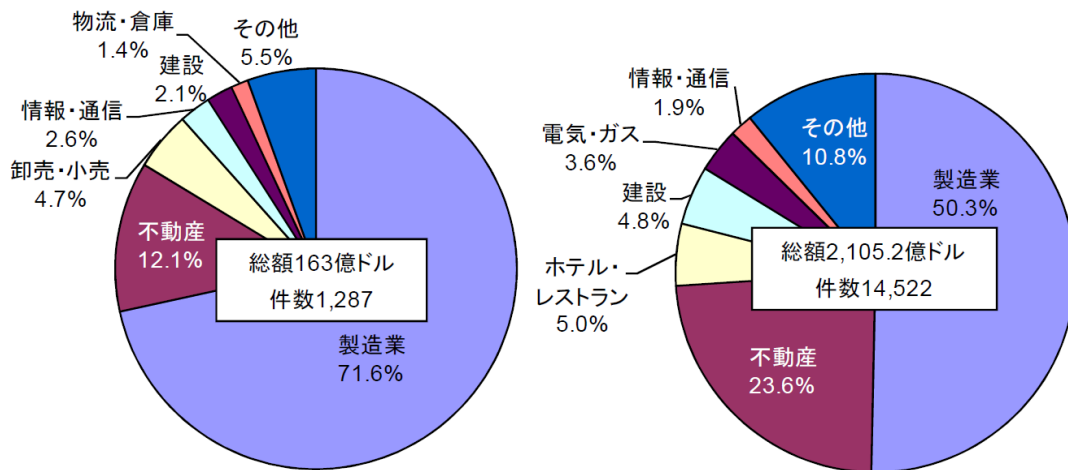
(億ドル)



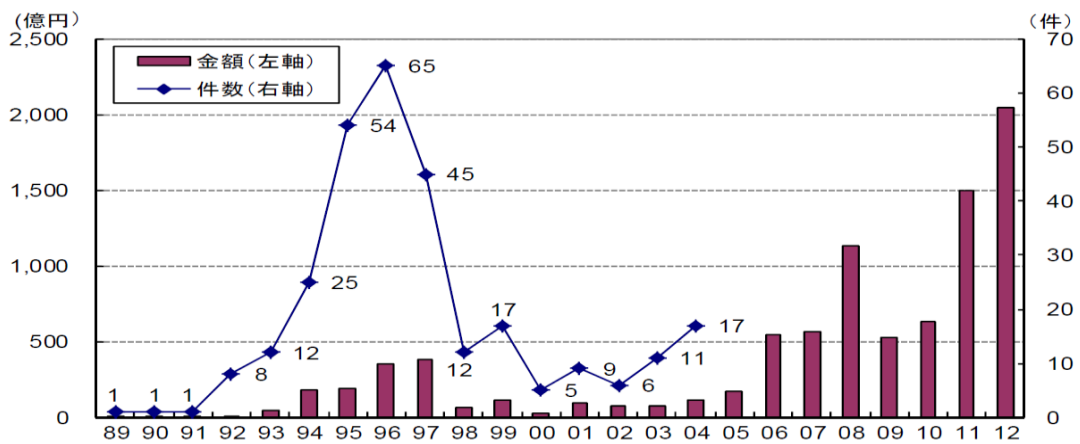
国別外国投資流入額



業種別外国投資流入額



日本からのベトナム投資（実行額）

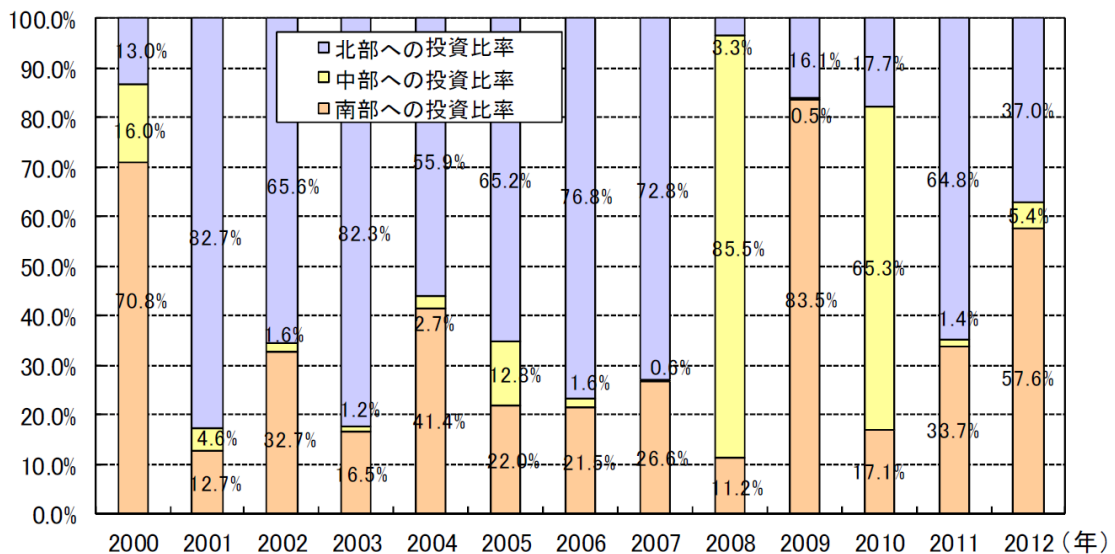


日本からベトナムへの直接投資

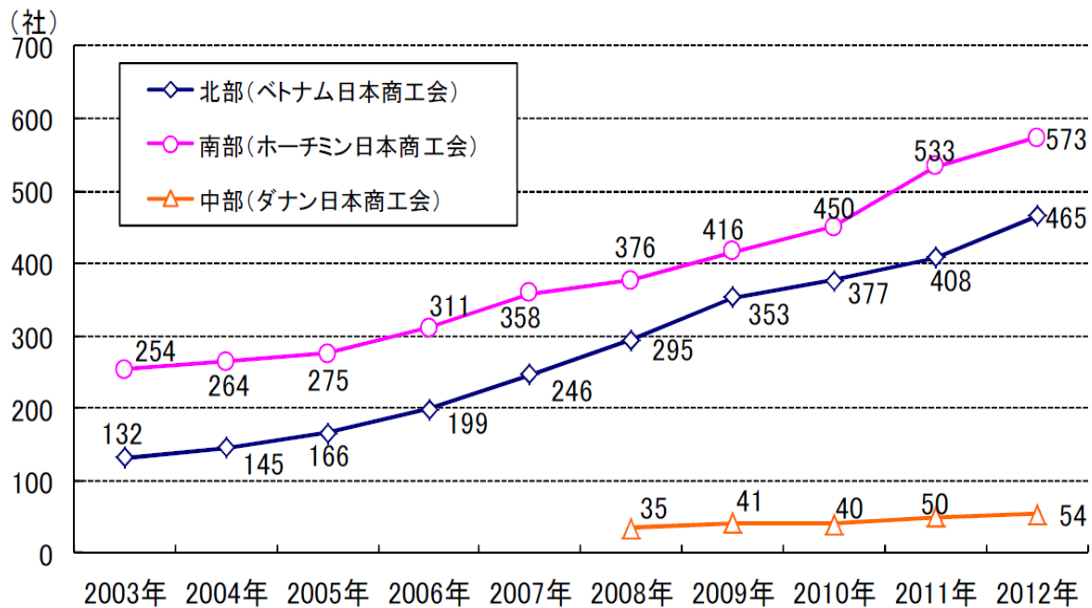
(億円)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
製造業	202	437	478	745	452	345	854	1,211
食料品	3	20	30	61	23	28	111	57
繊維	15	-1	10	20	6	1	19	8
木材・パルプ	X	16	17	29	0	24	67	46
化学・医薬	28	40	10	78	-9	29	50	100
石油	X	-	-	X	X	X	X	21
ゴム・皮革	6	15	6	32	3	9	9	63
ガラス・土石	-1	-6	30	48	7	59	5	4
鉄・非鉄・金属	21	44	33	97	159	50	154	196
一般機械器具	25	37	31	66	53	49	78	125
電気機械器具	-61	115	178	119	86	27	217	302
輸送機械器具	105	38	57	106	51	13	137	159
精密機械器具	18	53	39	8	19	30	0	72
非製造業	-34	106	85	385	79	291	641	839
農・林業	-1	X	X	X	-	X	X	X
漁・水産業	-	-	-	X	-	X	X	X
鉱業	-2	-16	-17	-13	-1	17	14	23
建設業	-3	18	-3	5	4	3	1	5
運輸業	-	9	13	8	9	6	21	5
通信業	X	-	2	4	4	1	25	1
卸売・小売業	-7	13	34	-9	32	7	44	40
金融・保険業	-	63	19	360	18	240	500	446
不動産業	2	0	8	1	X	5	14	251
サービス業	6	18	21	20	12	17	21	16
合計	168	543	562	1,130	531	636	1,495	2,049

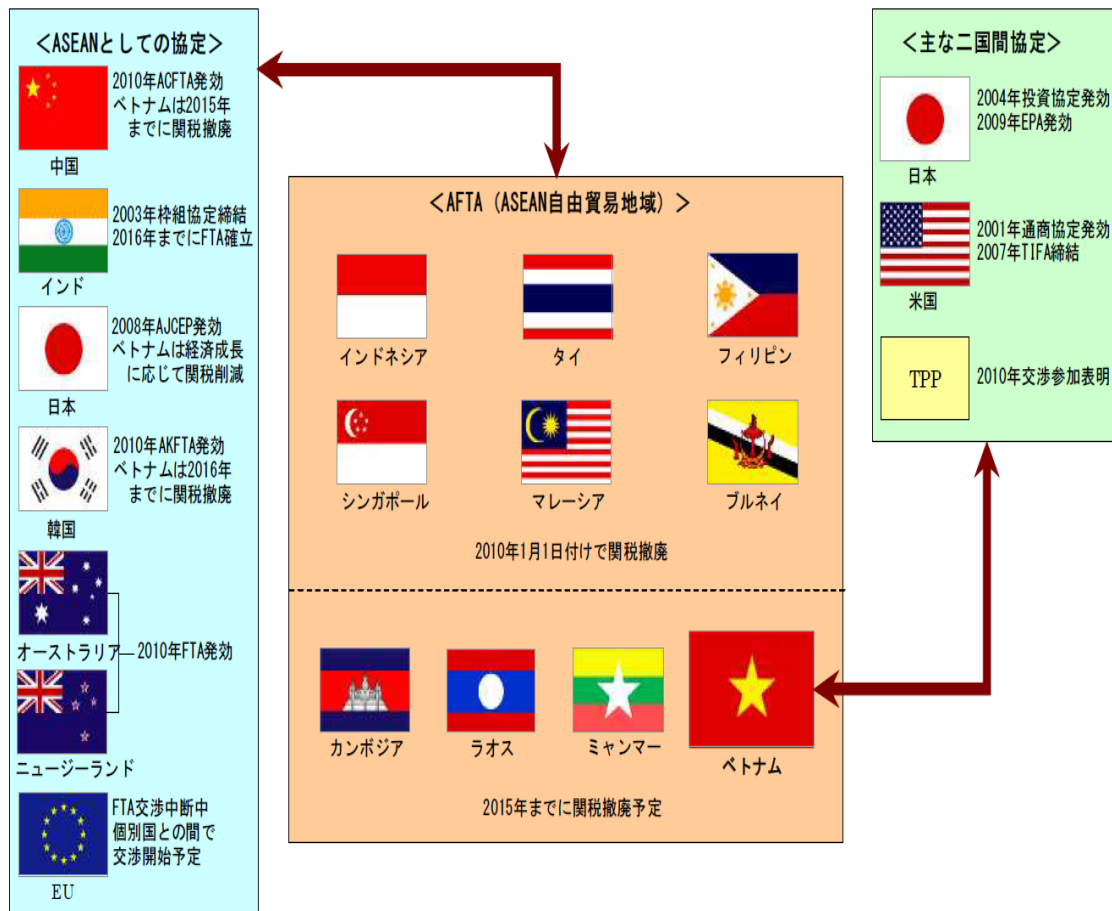
日本からベトナムへの直接投資（認可ベース、地域別）



日本商工会の会員数



ベトナムの FTA 締結状況



ベトナムの投資受け入れ環境の改善

許可手続の迅速化

- ・投資許可証発給までの期間は、以前は申請から1年程度を要するのが通例であったが、最近では15営業日以内に許可することが定められており、おおよそ1週間～10日間程度の迅速な対応が可能になった。

規制緩和の進展

- ・外国投資法改正、投資許可に係る事業登録制度の新設、外資系企業の地場銀行からの外貨購入権、銀行借入れ時の土地使用権の担保化、外資系企業による国内企業買収等の容認（2000年）。
- ・固定上限金利制度の廃止、市場連動型貸付金利導入等の金融面の規制緩和（2000年）。

内外企業の無差別化

- ・法人所得税法改正、外資系企業の税率を国内企業の税率と同じ28%に統一（2004年）。
- ・労働法改正、外資系企業も労働者の直接雇用が可能に（2002年）。
- ・共通投資法、統一企業法の制定（2006年）。

地方への権限委譲

- ・省市人民委員会の投資許可権限の拡大（3,000億ドン未満で条件付きでない分野へ投資する場合は、省レベル人民委員会あるいは輸出加工区・工業団地管理委員会への投資登録により投資証明書の取得可能）（2006年）

市場経済の国際化

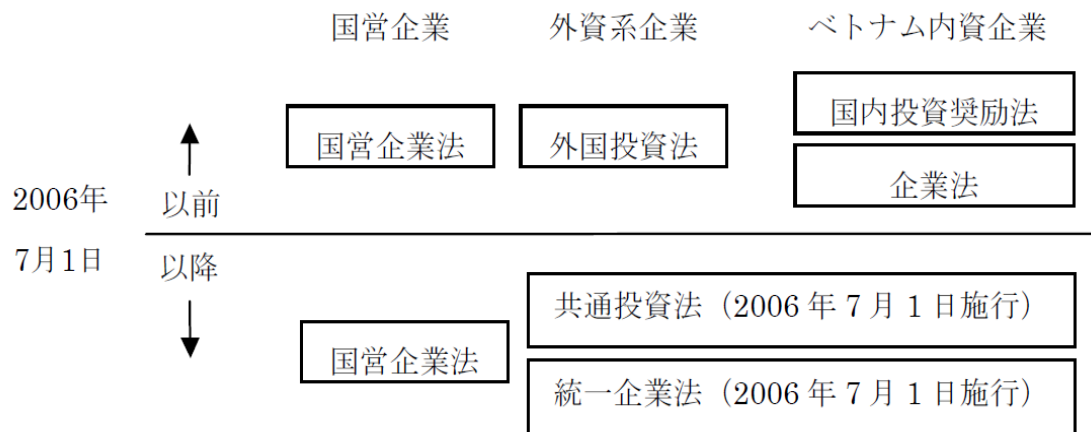
- ・米越通商協定の発効（2001年）
- ・AFTAの最終関税率（0～5%）の実現（2003年）
- ・日越投資協定の発効（2004年）
- ・ASEAN中国包括的経済協力枠組み協定（2004年）
- ・ASEAN韓国包括的経済協力枠組み協定（2006年）
- ・WTO加盟（2007年）
- ・国連・安全保障理事会非常任理事国に選出（2008年～、任期2年）
- ・日本・ASEAN包括的経済連携（2008年）
- ・日越経済連携協定の発効（2009年）
- ・TPP交渉参加表明（2010年）

共通投資法と統一企業法

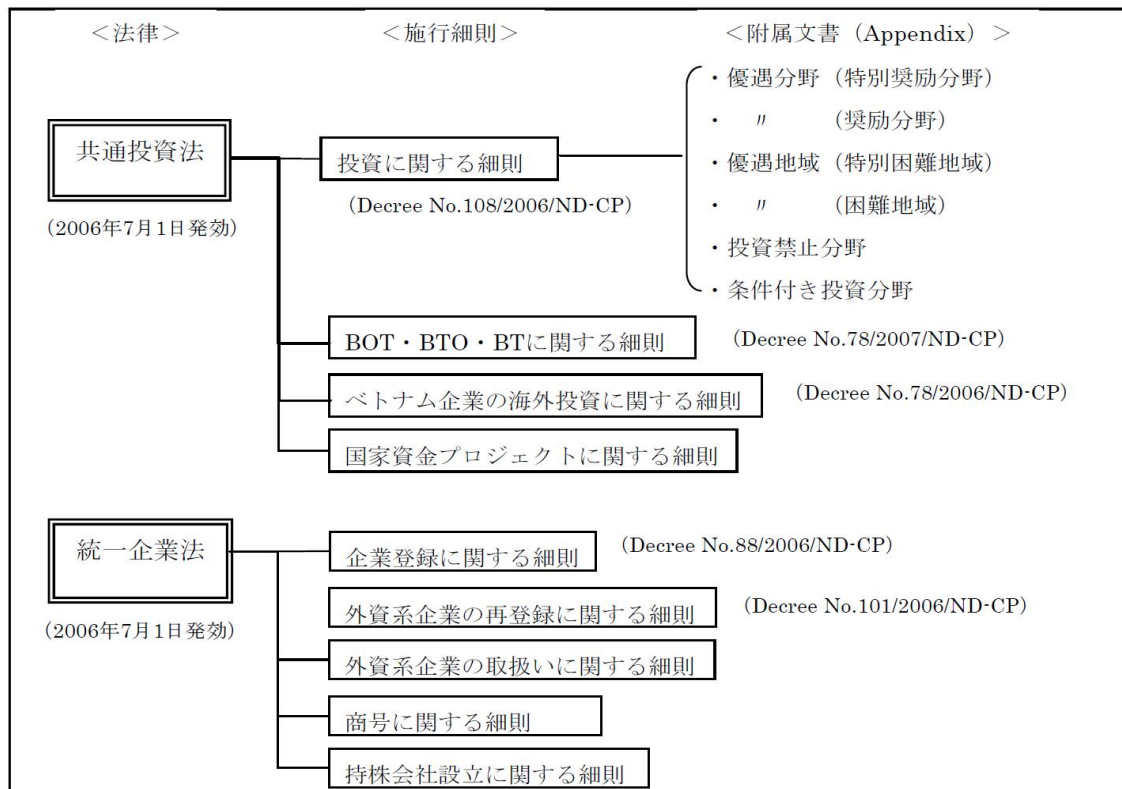
共通投資法の目的：1) 投資の自由度の向上

- 2) 国際協約（WTO への加盟等）を履行する上での内外格差の是正、即ち外資・内資が同一環境下で投資を実行できるようにすること
- 3) 投資をマネジメントする能力を向上させること

統一企業法の目的：社会主義の下で市場経済の推進及び国際経済への統合が進む中で外資・内資が同じ土俵上で事業展開が出来るようにすること

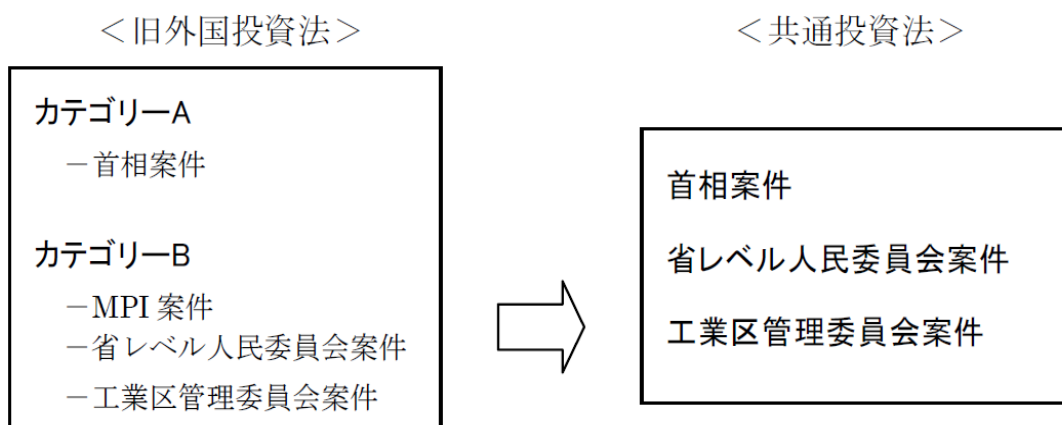


投資に関する法体系



その他：税法（法人税、付加価値税、特別消費税、輸出入関税法、労働法、土地法他）

投資案件の管轄区分

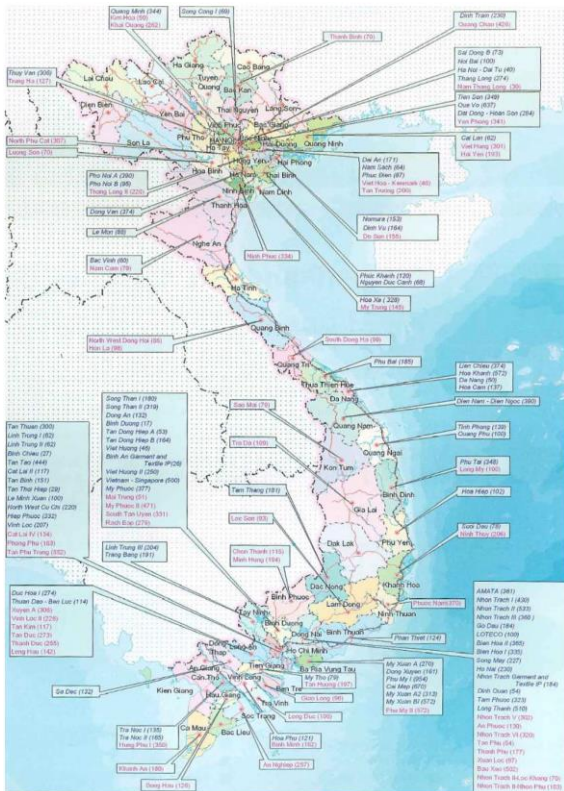


ベトナムへの投資形態

進出・投資形態	内容
①100%外資企業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資家が全額出資し、会社を設立する投資形態。 ・単独でも複数の外国企業による投資でも可能。 ・サービス分野では100%独資（外資）が認められているが、一部のサービス分野（運輸業等）では、依然、100%独資（外資）が規制されている。
②合弁事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム企業（国営・民間・個人）と外国投資家の双方が出資し、合弁契約に基づいて会社を設立する投資形態。
③事業協力契約（BCC）	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム企業と外国投資家が、法人格を有する会社を設立せず、契約関係において利益や資産負債の共有を図る投資形態。 ・短期間で実施する事業や政府が規制している通信事業等の特定事業への投資、石油や他の天然資源の試掘、探査、採掘等の共同事業を行う際に用いられる。
④BOT（建設・運営・譲渡）契約、 BTO（建設・譲渡・運営）契約、 BT（建設・譲渡）契約	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資家とベトナム政府機関との間で締結され、建設したインフラ施設をベトナム政府に移転する時期、移転後の運営方法により、BOT契約、BTO契約、BT契約の3種類に分類される。 ・外国投資家は、全額出資の方法によりまたはベトナム政府との共同出資の方法により、会社を設立する。外国投資家の権利及び義務は、署名されたBOT、BTO、及びBT契約に規定される。 ・道路、港湾、空港、鉄道、橋梁、水道、電力等のインフラ建設事業を行う際に用いられる。
⑤間接投資（株式購入、合併・買収）	<ul style="list-style-type: none"> ・証券法、その他関連法の規定に従う。

進出・投資形態	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家の上場会社に対する出資比率は、最大 49%に限定されている。なお、出資可能な比率は、投資分野毎に政府規定により定められている。
⑥支店・駐在員事務所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 法律事務所、会計事務所、銀行等による支店開設など。 駐在員事務所は、市場調査、情報収集、委託加工の管理を目的とするもので、営業活動は認められていない。 詳しくは改正商法に規定される。
⑦その他（委託加工等）	<ul style="list-style-type: none"> 委託加工には、加工賃で製品を買い取る方式（無償委託加工方式）と、原材料を有償で支給し、原材料費プラス加工賃で製品を引き取る方式（有償委託加工方式）がある。 そのほか、プロジェクト毎に建設許可を受けて施主との契約により事業を行う建設据付工事契約、特許・ノウハウを供与し対価を得る技術移転契約、ベトナムの販売店を利用して販売する代理店・販売店契約などに基づく事業形態がある。

ベトナムの主要工業団地



投資プロジェクトの管轄官庁（首相案件を除く）

省レベルの人民委員会案件(38条)

各省の人民委員会は、以下に該当する投資案件の投資登録と投資証明書の発行を行う

1. 工業区^(注1)の外にある投資案件（工業区の外にある首相案件で首相が承認した案件を含む）
(38条1項)
2. 管理委員会がまだ設立されていない工業区^(注2)内のインフラ開発の投資案件（38条2項）

工業区^(注3)管理委員会案件(39条)

各工業区の管理委員会は、以下に該当する投資案件の投資登録と投資証明書の発行を行う

1. 工業区内の投資案件（工業区内の首相案件で首相が承認した案件を含む）
2. 工業区内のインフラ開発の投資案件

事業登録と投資証明書

初めてベトナムに投資する外国投資家は必ず投資プロジェクトを持ち、投資登録の手続きを行うか、あるいは投資に関する国家管理機関の審査を受けて、投資証明書（Investment Certificate）を発行してもらわなければならない（共通投資法 第 50 条）。この場合、投資証明書は、同時に事業登録証明書（Business Registration Certificate）⁵でもある。

事業登録（Business Registration）：

事業登録証明書には、投資企業または個人投資家によるベトナムでの事業活動が記載されている。事業登録証明書の詳細は統一企業法 25 条に規定。

投資登録（Investment Registration）：

投資証明書を発行してもらうためには、省レベル人民委員会または工業区管理委員会で投資登録することが必要。投資登録の詳細は共通投資法 45 条に規定。

投資証明書（Investment Certificate）：

省レベル人民委員会または工業区管理委員会が発行する。投資登録だけで取得できる場合と、審査を受けた後に発行してもらう場合とがある。投資登録のみで投資証明書が取得できる外国直接投資案件は、投資額が 3,000 億ドン未満かつ条件のない分野への投資である（共通投資法 46 条。投資登録及び投資証明書の取得手続き・政府機関の窓口については、「総論第 5 章 VII.投資証明書取得手続き」を参照のこと）。投資証明書には、当該投資案件が享受できる優遇措置も記載される（共通投資法の施行細則（Decree No.108）第 41 条第 2 項 g 項）。

投資奨励分野

<ol style="list-style-type: none"> 1. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー、IT 技術、製造機械 2. 農林水産品の養殖及び加工、製塩、人工孵化、苗木の生産 3. 環境にやさしい高等かつ近代的技術の応用、科学技術の開発研究への投資 4. 労働集約的事業 5. インフラ整備及び重要かつ大規模工業プロジェクトの建設・開発 6. 教育・訓練・医療・体育・スポーツ及び民族文化の事業の開発 7. 伝統的産業の発展 8. 奨励すべきその他の生産・サービス分野

投資奨励分野細目

特別奨励投資分野 (List A)	奨励投資分野 (List B)
<ol style="list-style-type: none"> I. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品^{注1}、バイオ技術製品の製造、IT、機械製造（検査、制御、工業用ロボット等） II. 養殖、飼育、農林水産物の加工（植林、未開発耕地での飼育や農産物の生産、未開発水域での水産物の生産、製塩等） III. ハイテク、最新技術技術の使用、自然環境保護、ハイテク技術の研究・開発（ベトナムで使用されていない高度技術・新技術の適用、環境汚染の処置、環境保護等） IV. 労働集約型産業（常時 5,000 人以上雇用） V. 工業区のインフラ建設・運営、重要プロジェクト^{注2} VI. 教育、訓練センター（スポーツ強化、障害者用等）、ヘルスケア関連 VII. その他の製造・サービス（R&D投資、工業区内の従業員用アパート等） <p>※全部で 26 項目の具体的分野が示されている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> I. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品、IT、機械製造（防音や電気・熱の絶縁素材、非鉄金属、鋳型、医療設備等） II. 養殖、飼育、農林水産物の加工（医薬用植物の栽培、果物飲料生産、養殖魚、家畜品種開発、繁殖等） III. ハイテク、最新技術の使用、自然環境保護、ハイテク技術の研究・開発（石油流出処理設備、廃棄物処理設備の建設等） IV. 労働集約型産業（常時 500～5,000 人雇用する案件） V. インフラ建設、開発（協同組合事業や地方のコミュニティに貢献するインフラの建設、一般用・工業用の浄水・水供給システム、橋・道路・ターミナル等の建設・改良工事等） VI. 教育、訓練センター、ヘルスケア関連、ベトナム文化の発展（普通校・職業訓練校・大学教育施設の建設、病院建設、スポーツセンターの建設、観光開発等） VII. 伝統的産業の発展 VIII. その他の製造・サービス（奨励地域におけるインターネット接続サービス等の提供、公共輸送の発展、各種基礎化学製品、精製化学品、染料の生産） <p>※全部で 53 項目の具体的分野が示されている。</p>

投資奨励地域

1. 特に社会的経済的な条件が困難な地域（28条1項）
2. 社会的経済的な条件が困難な地域（28条1項）
3. 工業団地・ハイテク区・輸出加工区・経済区（28条2項）

法人税の優遇措置

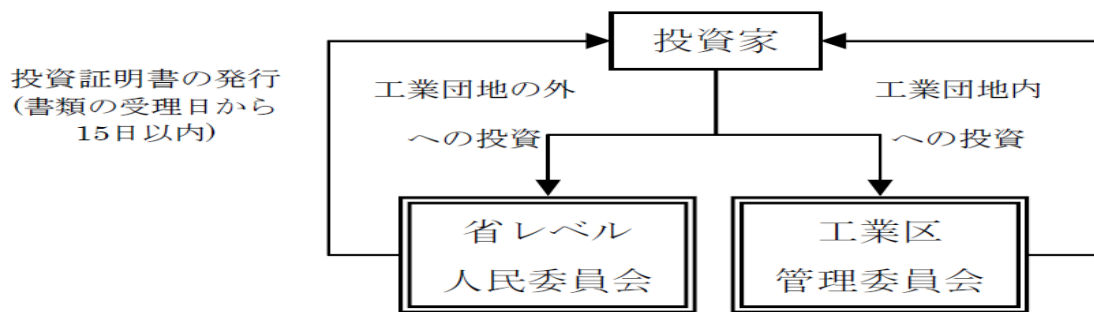
法人税率	分類	適用期間 (営業開始後)	免税期間 (課税所得 発生後)	減税期間 (当初税率からの 50%減税) (免税期間終了後)
25%	<p>全事業の標準税率</p> <p>(但し、石油、ガス又は希少・高価値鉱物の探鉱は様々な条件に従って、32%~50%の税率適用される場合を除く)</p> <p>2014年1月から22%、2016年から20%のに変更される。特定の分野の事業及び国外事業からの所得を除き、従業員200人以下、かつ、年間総売上200億VND(約1億円)以下の事業体は、2014年1月より20%の法人税が課される。</p>	全期間		
20%	<ul style="list-style-type: none"> ・農業共同組合及び人民信用基金 ・社会経済的に困難な地域に投資する企業 	<p>全期間</p> <p>10年間</p>	2年間	4年間 (10%)
10%	<ul style="list-style-type: none"> ・特に社会経済的に困難な地域ならびに首相決定に基づく経済区及びハイテク区^(注1)に投資する企業 ・以下の投資分野に投資する企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ハイテク産業、科学研究、技術開発 ・特に重要なインフラ開発 ・コンピュータ・ソフトウェア開発 ・教育・人材育成、職業訓練、医療保険、文化、スポーツ、環境分野^(注2)で事業展開する企業 	<p>15年間</p> <p>15年間</p> <p>全期間</p>	4年間	<p>9年間 (5%)</p> <p>9年間 (5%)</p> <p>9年間 (5%)</p>

但し、法人税率は、2014年1月から22%、2016年から20%に変更

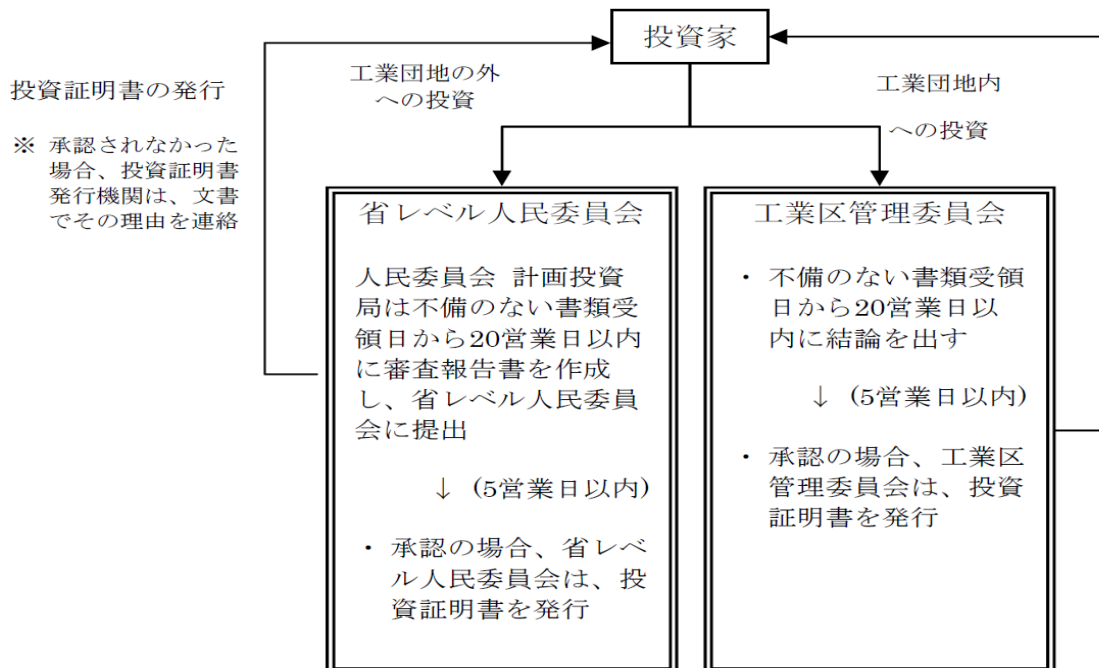
投資案件&規模別分類

案件	投資規模		
	150億ドン未満	150億ドン以上 3,000億ドン未満	3,000億ドン以上
条件付投資分野に該当しない場合	投資登録	投資登録	投資審査
条件付投資分野に該当する場合	投資審査	投資審査	投資審査
首相承認が必要とされる投資分野に該当する場合	投資審査	投資審査	投資審査

投資登録と投資証明書の取得



投資審査と投資証明書の取得



外資系企業の義務と保管書類

1. 営業登録証明書に記載された義務に従い活動すること。法律で定められた事業条件の遂行を保証する。
2. 会計に関する法律の規定に従い会計記録の作成、期限どおりに誠実かつ正確な財務報告書の作成。
3. 納税番号の登録、税金の申告、納税、法律の規定するその他の財務義務の履行。
4. 労働法律に従う労働者の権利・利益の保証。保険に関する法律の規定に従い、労働者のために社会保険、健康保険及びその他の保険に加入する。
5. 登録された基準に従う製品・サービスの品質を保証し、責任を負う。
6. 統計に関する法律の規定に基づき統計制度を実現すること。国家の審査機関に対し、企業の営業情報及び企業の財務状況を定められた用紙にて定期的に正確かつ十分に申告、報告する。申告・報告による情報が不正確、不十分であると発見された場合、遅延なく情報の修正・追加を行わなければならない。
7. 国防、安全、秩序、社会安全、資源保護、環境保護、歴史・文化遺産の保存、名所旧跡の保存などに関する法規の遵守。
8. 法律に規定されたその他の義務の履行。

外資系企業の保管書類

1. 企業形態によって異なるが、企業は以下の書類を保管・保存しなければならない。
 - ・企業の定款とその改正・追加、企業の内部管理規制、構成員登記帳簿また株主登記帳簿、営業登録証明書、工業所有権保護書類、製品の品質登録証明書、その他の許可書及び証明書、企業の財産所有権を確定する書類、社員（出資者）総会議事録、株主総会議事録、取締役会議事録、企業の各種決定書、証券発行のための申告書、監査役会の報告書、監察機関の結論、独立会計監査組織の結論、会計帳簿、会計領収書、年間財務報告書、法律に規定されるその他の書類
2. 企業は上記の書類を本社の事務所に保管しなければならない。保管期間は法律の規定に従うこと。

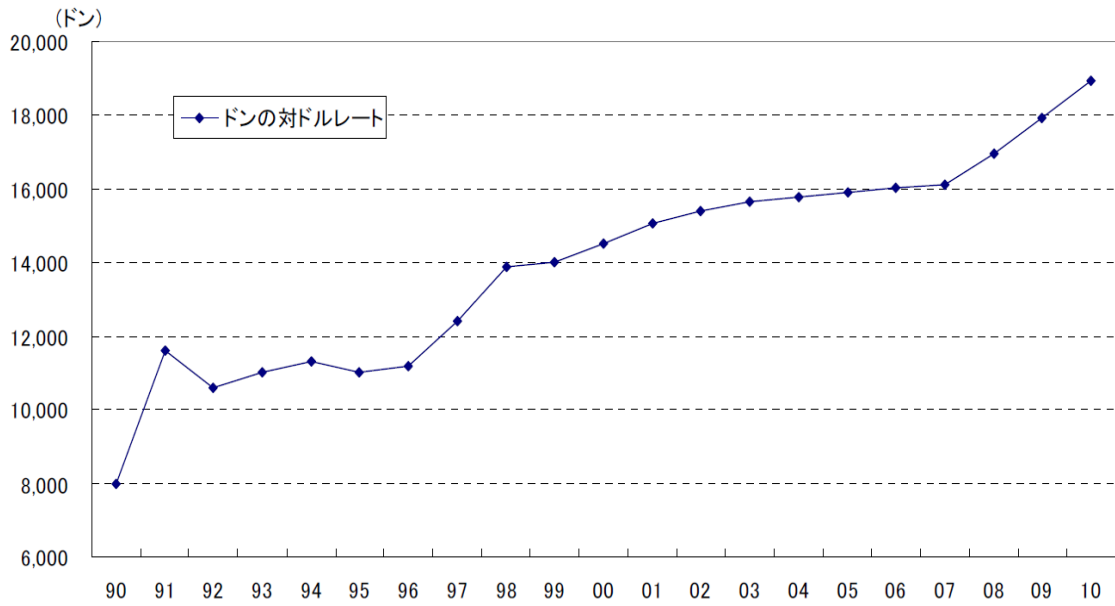
主な税法の改定

税法	改定の内容
法人所得税法	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月以降、外資系企業（合弁企業、100%外資系企業のほか事業協力契約の外国側当事者を含む）と国内企業の税率（それぞれ25%、32%）が別扱いであったものを一本化（28%に統一）。その代わり、課税強化となった外資系企業に対しては、従来課税されていた利益送金税が撤廃された。2009年1月1日付施行の改正法人所得税により、標準税率は25%に下がった。 ・法人所得税申告時に、関係事業者間の事業取引とその算定方法も申告することになった（移転価格税制の整備）。 ・WTO加盟に伴い、輸出加工企業（EPE）に付与されていた優遇措置の扱いを含め、法人税の優遇措置を規定した施行細則 Decree No. 24/2007/ND-CP が2007年2月14日付で公布され、2009年1月には各種優遇措置を変更する2008年12月11日付施行規則 Decree No. 124/2008/ND-CP が施行されている。 ・2013年6月19日国会は法人税に関する規定を一部修正（Decree No32/2013/QH13）を公布。2014年1月1日から既存の25%から22%、2016年1月1日から20%に引き下げる。但し特定分野の事業及び国外事業からの所得を除き、従業員200人以下かつ年間総売上200億ドン以下の事業体は、2014年1月1日より20%となる。
付加価値税法	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年、2005年、2008年と順次改正され、現在2009年1月1日から施行された Law No.13/2008/QH12 が適用され、0%、5%、10%（標準税率）の3段階に分かれている。
特別消費税法	<ul style="list-style-type: none"> ・従来課税対象品目が付加価値税と峻別されていたが、改正後は重課されることになったほか、宝くじや賭け事に関する娯楽も課税対象となった。現在2009年4月1日から施行された Law No.27/2008/QH12 が適用される。
個人所得税法	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年7月以降、最高税率を50%から40%へ引き下げたほか、滞在日数30日未満の外国人もベトナム源泉所得に課税されることとなった。また、ベトナム国民に対する非課税限度額の引き上げ（年収300万ドンから500万ドンへ）と30%付加税の撤廃を行った。 ・2007年11月、新個人所得税法案が国会で可決、2009年1月1日から施行された。これにより、ベトナム人と外国人居住者の個人所得税率を一本化。外国人居住者の最高税率は35%となった。

個人所得税率

段階	月収(万ドン)	税率(%)
1	～500	5
2	500～1,000	10
3	1,000～1,800	15
4	1,800～3,200	20
5	3,200～5,200	25
6	5,200～8,000	30
7	8,000～	35

ドンの為替レート



ベトナム道路網



ベトナムと周辺国との国際物流ルート



ベトナムの主要港の貨物取扱量

	取扱貨物量 (1,000トン)							取扱コンテナ量 (TEUs)		入港船舶数 (隻)
	2000年		2009年				2009年		2009	
	(シェア)	(シェア)	輸入	輸出	国内分	(シェア)				
北部	13,029	29%	63,752	37%	17,126	29,129	17,497	1,762,627	33%	10,089
ハイフォン港	7,645	17%	14,370	8%	8,226	2,376	3,768	816,000	15%	4,779
ディンブー港	-	-	3,254	2%	1,909	683	663	359,000	7%	402
カイラン港	1,533	3%	4,736	3%	1,633	1,674	1,430	185,235	3%	464
中部	4,637	10%	14,994	9%	1,183	6,583	7,228	142,229	3%	8,804
クイニン港	1,462	3%	3,856	2%	836	2,016	1,004	54,649	1%	1,510
ダナン港	1,411	3%	3,132	2%	63	1,352	1,717	69,720	1%	1,800
ニャチャン港	549	1%	1,334	1%	30	395	909	3,942	0%	688
南部	26,774	60%	93,382	54%	28,809	45,272	19,301	3,494,246	65%	13,128
サイゴン新港	4,642	10%	33,000	19%	13,073	19,927	0	2,460,000	46%	2,319
サイゴン港	9,701	22%	14,008	8%	4,375	4,615	5,019	378,226	7%	1,721
ベンゲ港	2,708	6%	4,354	3%	1,948	455	1,951	140,922	3%	870
フーミー港	950	2%	3,133	2%	2,559	68	506	-	-	412
ドンナイ港	723	2%	2,366	1%	792	530	1,044	-	-	741
合計	44,440	100%	172,128	100%	47,118	80,984	44,026	5,399,102	100%	32,021

3 主要都市比較

	ハノイ	ダナン	ホーチミン
基礎事項			
人口（千人）（2009年）	6,472.2	890.5	7,165.4
面積（km ² ）	3,344.6	1,283.4	2,095.5
政治・行政			
人民委員会委員長	グエン・テ・タオ Nguyen The Thao	チャン・バン・ミン Tran Van Minh	レ・ホアン・クアン Le Hoang Quan
特徴	首都。政治の中心地。保守的といわれる。 グエン・フー・チョン書記長はハノイの出身。	ベトナムの世界遺産5ヶ所（2011年1月現在）の内4ヶ所が中部に。 性格は南部に似ている。	商業の中心地。おおらかで細かいことを気にしない性格といわれる。
経済指標			
一人あたり GDP （名目、2009年）	3,180 万 VND （約 1,900 ドル）	1,706 ドル （ダナン駐日代表部）	2,800 ドル （報道より）
GDP 成長率（2009年）	6.67%	10.71%	7.96%
輸出	6,328 百万ドル	905 百万ドル *2008年	18,306 百万ドル
輸入	18,951 百万ドル	560 百万ドル *2008年	15,915 百万ドル
海外直接投資（1998年～2009年累計）			
投資流入額 （総登録資本）	223 億ドル	34 億ドル	309 億ドル
投資件数	1,803	200	3,683
投資環境			
工業団地数	5	5	15
主要港と入船可能な船の大きさ	ハイフォン港： 4万トン級 カイラン港： 5万トン級	ダナン港： 4万5千トン級 クイニョン港： 3万トン級	サイゴン港： 5万トン級
日本直行便数（航空便）	40 便	--	27 便
生活環境			
在留邦人（2009年10月）	3,054	114	5,385
日本人学校生徒数 （2010年4月、小・中学部）	226 人	--	225 人
特徴	市西部に新都心開発中 冬季には稀に気温が1桁台に下がることも。 渋滞あり	風光明媚、道路事情良 日本人学校なし 日本料理5店	日本料理店多数、日本の コンビニエンスストア、 100円ショップもあり。 渋滞が頻発

主要3都市・現地コスト比較

	ハノイ	ダナン	ホーチミン
賃金（クラス別月平均目安）			
ワーカークラス	104.0 ドル	85.6 ドル	99.7 ドル
エンジニアクラス （中堅技術者）	287.1 ドル	179.6 ドル	293.3 ドル
中間管理職 （課長クラス）	822.3 ドル	220.8 ドル	669.3 ドル
法定最低賃金 （2011年1月1日～）	155 万 VND （約 78 ドル）	117 万 VND （約 59 ドル）	155 万 VND （約 78 ドル）
賞与支給額 （固定賞与+変動賞与）	1.5 ヶ月分	1.5 ヶ月分	1.4 ヶ月分
社会保険負担率（%）	【雇用者負担】 21%（社会保険 16%、健康保険 3%、失業保険 1%、労組費 1%） 【被雇用者負担】 8.5% （社会保険 6%、健康保険 1.5%、失業保険 1%）		
備考	都市部では最低賃金での雇用は既に不可能（手当を乗せて、最低賃金の1.5～2倍程度） 労働者流出対策に旧正月（テト）ボーナスや福利厚生などに工夫が必要		
地価・事務所賃料等（目安）			
工業団地借料 （月・㎡あたり）	0.146～0.190 ドル （工業団地によって異なる）	0.082 ドル	0.18 ドル
事務所賃料 （月・㎡あたり）	27.5～56.5 ドル （工業団地によってことなる）	15 ドル	57 ドル
駐在員用住宅借上料 （月額）	2,100～4,000 ドル （居住地域によって異なる）	1,200～836.07 ドル （居住地域によって異なる）	2,550 ドル
電話架設料	11,148～22,295 ドル （地域によって異なる）		
電話基本料金	月額基本料：1,226 ドル 1分当たり通話料：0.012 ドル		
国際通話料金 （日本向け3分）	0.6622～0.6858 ドル （毎月1,200秒を境に課金率が異なる）		
携帯電話加入料	5,518 ドル		
携帯電話基本通話料	月額基本料：2,731 ドル 1分当たり通話料：0.055～0.060 ドル（通話相手の電話会社により異なる）		
インターネット接続料金 （ブロードバンド）	初期設置料：147.149 ドル 月額基本料：183.936 ドル ADSL 通信速度：DL 3,072kbps、UL 640kbps		

公共料金			
業務用電気料金 (kWh あたり)	月額基本料：なし 0.028~0.104 ドル (時間帯によって異なる)		
一般用電気料金 (kWh あたり)	月額基本料：なし 0.037~0.110 ドル (使用料によって異なる)		
業務用水道料金 (立方メートルあたり)	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金： 0.390 ドル	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金： 工業団地:0.0.259ドル サービス業・リゾート業： 0.355 ドル	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金： 製造業：0.373 ドル 経営・サービス業：0.669 ドル
一般水道料金 (立方メートルあたり)	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金： 0.223~0.524 ドル	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金： 0.157 ドル	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金： 0.223~0.557 ドル
業務用ガス料金 (立方メートルあたり)	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金：1.32 ドル	月額基本料：なし 1kg あたり料金： 1.359 ドル	1kg あたり：0.88 ドル
一般ガス料金 (立方メートルあたり)	月額基本料：なし 1m ³ あたり料金：1.35 ドル	月額基本料：なし 1kg あたり料金： 1.421 ドル	1kg あたり：1.266~ 1.282 ドル
輸送			
コンテナ輸送 (40ft コンテナ)	ハイフォン港より ・横浜港まで： 970 ドル ・ロサンゼルス港： 3,370 ドル ・横浜→ハイフォン： 1,515 ドル	ダナン港より ・横浜港まで： 1,570 ドル ・ロサンゼルス港： 4,450 ドル ・横浜→ダナン： 1,815 ドル	サイゴン港より ・横浜港まで： 750 ドル ・ロサンゼルス港： 2,190 ドル ・横浜港→ダナン港： 850 ドル
国内旅客			
国内線航空運賃 (片道)	【ハノイ~ダナン】	【ダナン~ ホーチミン】	【ハノイ~ホーチミン】
ビジネスクラス	175 万 VND	175 万 VND	285 万 VND
エコノミークラス	118 万 1,000VND	118 万 1,000VND	181 万 8,000VND
鉄道 (片道・エアコン付き)	【ハノイ~ホーチミン】 75 万 8,000VND/114 万 5,000VND		
ソフトシート/寝台	【ハノイ~ダナン】 36 万 8,000VND/59 万 2,000VND		
(4人・下段)	【ハノイ~ハイフォン】 3 万 8,000VND/ -		
	【ハノイ~】 15 万 6,000VND/30 万 VND		
税率			
法人所得税率	25%		
個人所得税率	5~35%		
付加価値税率	0~10% (品目によって異なる)		
日本への利益送金課税	10%		
日本への配当送金課税	0%		
日本へのロイヤリティー送金 課税	10%		

ベトナム ー 北部
地域区分



主要工業団地



北部日系工業団地

	工業団地名（日系出資社名）	場所
1	タンロン工業団地 I（住友商事）	ハノイ市
2	第二タンロン工業団地（住友商事）	フンイェン省
3	野村ハイフォン工業団地（野村グループ）	ハイフォン市
4	VSIP バクニン工業団地（三菱商事が間接出資）	バクニン省
5	VSIP ハイフォン工業団地（同上）開発中	ハイフォン市

中部地域



ダナンの工業団地



南部地域



ホーチミン周辺



南部主要工業団地



ホーチミン港からの海上輸送

	費用 (ドル)		航海日数	頻度
	20' DC	40' DC		
日本 (東京、大阪、横浜)	350	700	6~12	日・火・水・金
韓国 (仁川、釜山)	130 (仁川)	260 (仁川)	11 (仁川)	火・土
	130 (釜山)	220 (釜山)	8 (釜山)	
シンガポール	40	80	2~3	水・木・日
香港	40	80	3	木・日
台湾	140	280	5~7	木・日
バンコク	120	240	2	木・日
中国 (上海)	100	200	9~11	木・日

物価

品目名	数量	販売価格		備考
		(ドン)	(円)	
液晶テレビ(32インチ)	1台	1,090万	52,320	
冷蔵庫	1台	538万	25,824	
洗濯機	1台、8.5kg	618万	29,964	
携帯電話	1台	710万	34,080	文字盤付、高機能カメラ(5megapixel)
牛乳	180ml×4本パック	19,700	95	ロングライフ砂糖入り
缶ビール	330ml	7,800	37	
缶コーラ	330ml	6,200	30	
ミネラルウォーター	500ml	3,000	14	
卵	1パック(12個)	15,300	73	
ハンバーガー	1個	37,000	178	コープマート(最大手スーパー)
タクシー	初乗り(0.8km)	1万	48	
映画鑑賞	1本	8万~20万	384~960	3D映画
ベビーシッター	1ヵ月	200万~250万	9,600~12,000	
Yシャツクリーニング	1枚	1万	48	